

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	基準議決権数を超える議決権の取得、保有に係る承認(加工協)	根拠条項	第 9 6 条第 1 項（第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書準用）						
審査基準	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）第 3 5 条第 2 項の規定によることとする。								
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	1 月	目次	1 3 3
						標準経由期間	日		